

慰安婦・強制連行問題

国連での動き

92

2. 17 国際教育開発 (IED) 戸塚悦郎氏、国連人権委で「従軍慰安婦・強制連行」問題を初めて提起。国際的解決の必要性訴える。
2. 19 瀬崎日本大使、答弁権行使。「補償について言及できる立場にない」。
5. 13 国連人権委現代奴隷作業部会、同部会特別調査官への情報提供をガリ事務総長に求める報告採択。以降の継続的取り組みを表明。

第44回国連差別防止少数者保護小委員会 (8. 2—4 週間)

8. 7 李徹スイス駐在大使、7月発表の日本政府調査結果に反論。「日本政府は謝罪し、すべての資料を公開すべき」と全容解明求める。南朝鮮政府代表も発言。
8. 10 伊藤日本公使、「法的問題はさておき、日本政府はかかる苦痛と被害を被った方々に対するわれわれの気持ちをどのように具体化できるか最大限誠実に検討したい」と発言。同日、「韓国挺身隊問題対策協議会」申恵淑氏、真相究明と国際的調停委員会の設置を求める。
8. 14 人権小委員会、国連事務総長に「情報を特別報告者に提出する要請」決議。

※ 8. 18 国連内でNGO集会。真相調査団一ビデオ上映、パネル展示、報告等。「挺対協」元慰安婦黄さんの証言、報告。関係国中日本のみ不参加、批判的。同日、真相調査団、「挺対協」記者会見。

8. 21 現代奴隷作業部会特別報告官テオ・ファン・ボーベンの報告、慰安婦問題に言及。「挺対協」李効再氏、元慰安婦の証言を紹介。
8. 25 真相調査団、日本政府を批判。「慰安婦問題、強制連行・労働はILO条約違反。共和国とはなんら条約結ばれてない」。同日、国際教育開発 (IED) カレン・パーカー氏、ユス・コーゲンス (国際法上の強行規定) の観点から慰安婦、強制連行・労働、戦時捕虜虐待等、重大人権被害者は「日本国内で国際法上の補償要求権あり」。同日、世界キリスト教教会協議会 (WCC) が20万人の連合国戦争捕虜、民間人に対する旧日本軍の虐待に対する完全な補償を要求。

※ 会期中、日本に対する批判は南北朝鮮政府とNGO 5団体、5議題・11回に及ぶ。これは人権小委始まって以来のこと。

92

12. 9 東京で「日本の戦後補償に関する国際公聴会」開催。ファン・ボーベン、パーカー氏ら訪日し、南北朝鮮はじめ各国の元慰安婦の証言聴取。翌日、日弁連主催の国際人権セミナーで同氏ら、日本政府への国際的追及強調。

第49回国連人権委員会 (93. 2. 1—3. 12)

93

2. 15 国際和解団体 (IFOR)、乙巳保護条約は国際的に不法、無効であり、朝鮮人を強制連行させるいかなる権限もなかったとの報告書提出 (正式文書として採択)。
2. 18 午前 オランダ「日本の道義的補償を要求する会」が慰安婦問題を批判。インドネシアでの捕虜虐待証言を紹介。同日、真相調査団、一連の日本政府の対応について、被害者の証言も聞かず強制ではないとし、600万人の強制連行・労働に対する謝罪すらないと指摘。日本の「適法」との主張は強制による乙巳条約に基づくものと批判。同日、「挺対協」、日本政府の調査結果が慰安婦強制募集の裏付けなしとした点に対し「元慰安婦たちの証言から誘拐、拉致、甘言などにより、強制的に性奴隷にされたことは明白」と主張。日本政府に事実認定を要求。
- 午後 相次ぐ批判に日本政府、答弁権行使。寺西一等書記官、「日本政府は多国間及び二国間条約で、損害賠償はじめ補償問題に誠実に対処してきた。どのようにすれば政府の気持ちを伝えられるか真剣に考えている」。同日、南朝鮮政府、答弁権行使。「わが国の調査では強制と暴力で旧日本軍兵士の性奴隷にされたこと信じられ、日本政府がこれに深く関与していたことは証明されている」と強い批判。

2. 22 米政府発言。重大人権被害者への原状回復、補償、リハビリへの権利に対する小委員会の研究の言及。

※ 2. 23 NGO集会。オランダの元慰安婦証言。調査団、「挺対協」、IED等発言。

3. 4 共和国代表が発言。慰安婦、強制連行問題について「人権委として早急に何らかの措置が必要」。日本政府の不誠実な対応を批判。
3. 5 日本政府代表、「国連は創設以前の問題を解決できない」と主張。さらに共和国が「日本人妻」の人権を抑圧していると事実無根の発言。
3. 8 共和国代表が再反論。「国連創設以前の人権侵害も無視できない」と主張し、ドイツの対応と比較し「日本は完全な調査さえしていない」と批判。

(作成—本社記者・李尚七)